

奈良県告示第三百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
エンゼルクリニック	天理市川原城町八四〇	平成三十年九月三十日
フロンティア薬局大和高田店	大和高田市幸町三―一八 オ― クタウン六階	平成三十年十月三十一日
山本皮フ科	大和高田市幸町三―一八 オ― クタウン大和高田くらし館六階	平成三十年十月三十一日
松本クリニック	大和高田市幸町三―一八 オ― クタウン大和高田六階	平成三十年十月三十一日
まつだ眼科	大和高田市幸町三―一八 オ― クタウン大和高田六階	平成三十年十月三十一日
てらかたクリニック	磯城郡田原本町大字薬王寺三四 四―一	平成三十年十月三十一日